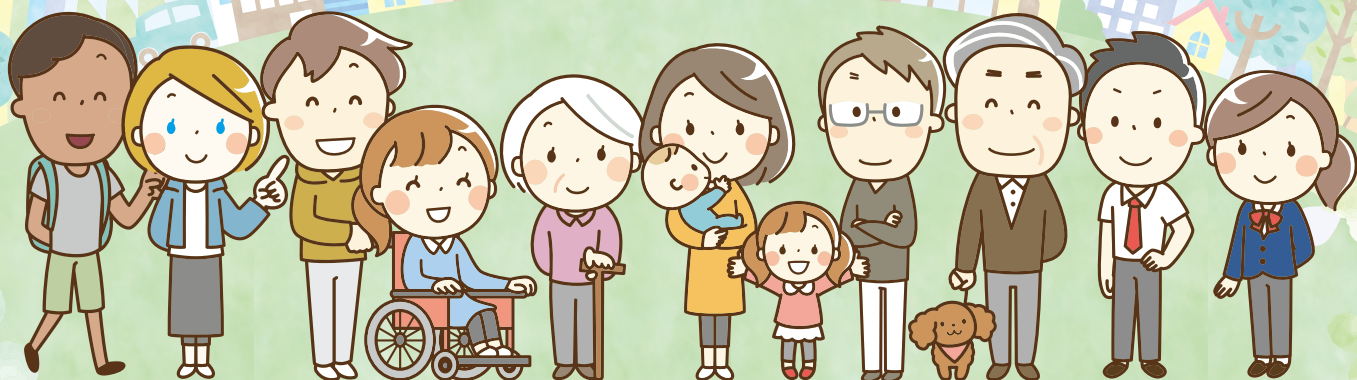


しあわせは みんなの願い



毎年8月は
人権尊重社会をめざす
県民運動強調月間です

北本市

子どもの人権



子どもの人権を守りましょう

子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化している中、児童虐待が深刻な問題となっています。また、いじめや教師等による体罰などの問題や、インターネットを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる事態も生じています。子どもたちが安心して健やかに成長できる社会を作りましょう。

女性の人権



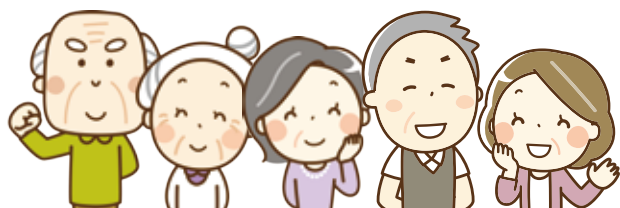
性別に関わりなく活躍できる社会へ

男女共同参画社会の実現に向けた課題として、管理職に占める女性の割合が少ないことや男女間の賃金格差などがあります。また、セクシュアル・ハラスメント、DV、性犯罪、ストーカー行為など、男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害も発生しています。性別に関わらずお互いを尊重し、協力しあえる社会をつくりましょう。



だれもが大切

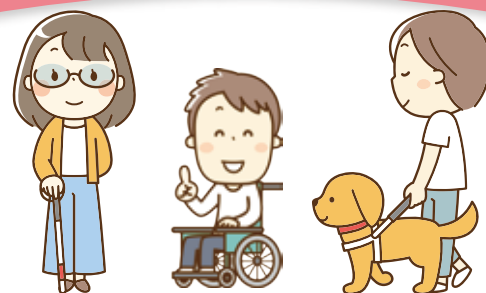
高齢者の人権



豊かな高齢社会の実現を目指しましょう

年齢を理由に社会参加の機会が奪われたり、住宅の賃貸を拒否されるなどの問題が起こっています。また、高齢者に対する暴力、暴言、無視、介護の放棄、財産を無断で処分するなどの虐待も問題となっています。高齢者に対する理解を深め、豊かな高齢社会の実現を目指しましょう。

障がいのある人の人権



さまざまな障壁（バリア）を取り除きましょう

障がいのある人の日常生活や社会生活上では、物理・制度的なバリア、聴覚・視覚等の障がいによる情報面のバリア、差別や偏見といった心のバリアなどさまざまなバリアがあり、このようなバリアを取り除くこと（バリアフリー）が求められています。誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながら、暮らしていける社会を目指しましょう。

部落差別（同和問題）



**人によって作られた差別は
人がなくさなくてははいけません**

部落差別とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分制度により、今なお、国民の一部の人々がさまざまな差別を受けている、わが国固有の人権問題です。このような差別をなくすためには、一人一人が同和問題を正しく理解し、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動していくことが大切です。

外国人の人権

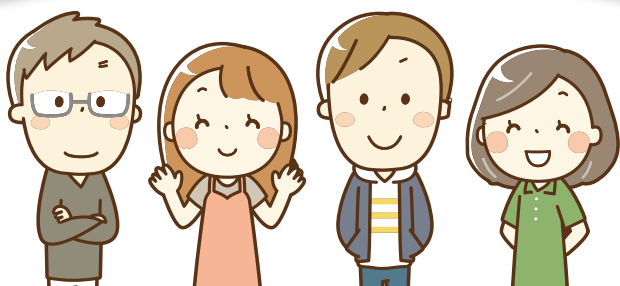


人権に国境はありません

外国人の方々は、人種や習慣等の違いからくる偏見や誤解などにより、人権に関わるさまざまな問題にぶつかることがあります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する趣旨の差別的言動も解消すべき社会問題となっています。文化等の多様性を認め、外国人の習慣等を理解・尊重しましょう。

なひとりです

LGBTQに関する人権



性のあり方はさまざまです

LGBTQ（性的マイノリティを表す総称のひとつ）であることを理由に、偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたり、職場や学校でいじめられるなどの差別を受け、苦しんでいる人がいます。性のあり方は一人一人異なります。差別や偏見をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現しましょう。

さまざまな人権



**身のまわりにある人権問題を
考えましょう**

私たちの周りには感染症、ハンセン病患者、犯罪被害者、刑を終えて出所した人等に対するさまざまな人権問題があります。また、インターネットによる人権侵害も増えています。さまざまな人権問題を自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとることが大切です。

人権擁護委員による人権相談

場所

北本市文化センター 3階 第3会議室

時間

原則毎月第4火曜日 午後1時30分～午後3時30分

※詳細については、市広報または市ホームページをご覧ください。



人権相談
ホームページ

きたもと子どもの権利相談 とまちゃんち

場所

北本市役所 2階 人権推進課

時間

月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 午前10時30分～午後6時

方法

電話、会って話す、手紙、相談フォーム

電話

0120-0874-56 (子ども専用・通話無料)
048-590-5011



相談
フォーム

みんなの人権110番(法務省・全国共通人権相談ダイヤル)

電話

0570-003-110

受付時間

平日/午前8時30分～午後5時15分

外国語人権相談ダイヤル(法務省・全国共通) (Foreign-language Human Rights Hotline)

電話

0570-090911

受付時間

平日/午前9時～午後5時
(Weekdays 9:00am - 5:00pm)

インターネット 人権相談受付窓口



<http://www.jinken.go.jp>

インターネット人権相談

「北本市パートナーシップ宣誓制度の拡充」について

令和2年11月に施行された「北本市パートナーシップ宣誓制度」について、令和6年4月に一部改正を行いました。ファミリーシップ制度を開始するとともに、埼玉県内62市町村で自治体間連携協定を締結することにより、転出入の手続きが簡略化されました。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」について

「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が令和4年7月8日に施行されました。この条例は、法(※)の基本理念にのっとり、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって差別のない社会を実現することを目的としています。

※部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)

詳しくは埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0303/douwamondai/jyoureinituite.html>



令和6年(2024年)8月1日発行

北本市総務部人権推進課 人権推進・男女共同参画担当 電話594-5506(直通)



北本市は地球環境に配慮した取り組みを進めています。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。